

光施設利用のご案内

積丹町が行う積丹町地域情報通信基盤施設（光施設）による事業の提供は、国の法令のほか、町条例及び条例施行規則などにに基づき管理運用されます。

テレビ視聴やＩＰ電話通信など町民の皆さんが、毎日身近に利用する施設となりますので、利用にあたってのきまりを守り、施設の適正な運営管理にご協力ください。

1 町条例と条例施行規則のあらまし

(1) 光施設では次の事業を行います

- ① ＩＰ告知端末機による町からのお知らせ等の広報
- ② ＩＰ端末機及び屋外拡声機による非常災害及び緊急事態の周知
- ③ 地上デジタルテレビ放送及びＢＳデジタルテレビ放送の同時再送信
- ④ 町内ＩＰ電話通信 ⑤ 電気通信事業者が行う光ブロードバンドサービス提供のための施設貸出し

(2) 光施設の管理運営は町が行います

- ① 光施設の管理運営は町が行います。
- ② 事業を行う区域は、事業提供が可能な設備が設置されている積丹町内の区域です。

(3) テレビ視聴の施設使用は『月額５００円』の使用料の支払いが必要です

- ① 1,500円（３箇月分）を、６月・９月・１２月・３月の２５日までに納付が必要となります。
- ② ３ヵ月以上使用料滞納の場合は、光施設の利用停止の措置が執られます。（納付方法は３ページ参照）

(4) 光施設の新たな利用希望の場合は、利用開始希望日の３０日前までに申請を

- ① 新たな利用の申請書は役場企画課に提出し、町長の承認を得なければなりません。
- ② 新たな利用のためには、町長の承認の他、３万円の分担金の納付が必要となります。

(5) 端末設備等の工事と必要となる付帯設備の設置は町が行います

- ① 町は、利用者から分担金３万円の納付を受けてから、引き込み・端末設備等の設置工事を行います。
- ② 町民の方には、ＩＰ告知端末機（ＩＰ電話）とテレビ視聴のための設備を無償貸与します。
- ③ 町民以外の方には、テレビ視聴のための設備のみを無償貸与します。
- ④ 貸与した端末設備等は利用者が管理し、設備の稼働に必要な電気料などの負担をしていただきます。
- ⑤ 利用者の責任によらない貸与設備の故障などは、町が修理を行います。

(6) こんなときは町に届け出が必要です

- ① 利用者の名義・住所を変更するとき（１４日前までに）
- ② 端末設備等の設置場所の変更が必要とき（３０日前までに。移設費用は利用者負担となります。）
- ③ 施設利用を休止・再開するとき（１４日前までに。施設利用再開の際、３,１５０円の手数料が必要となります。）
- ④ 施設利用を解除（やめる）するとき（１４日前までに。貸与している設備は町に返却していただきます。）

(7) 利用承認の特例

- ① 昨年中に町への事前利用申請を行い、平成２３年３月末までに端末設備の工事が行われた世帯等は、
(4)の町長の利用承認を受けたものとみなします。

2 光施設の概要

- ① 事業費：約9億 2,556 万円（ICT 交付金対象事業費）
内訳：国の ICT 交付金 3 億 852 万円、地域活性化・公共投資臨時交付金 5 億 1,704 万円、過疎対策事業債 1 億円
- ② 工 期：平成 22 年 3 月 24 日～平成 23 年 3 月 30 日
- ③ 施行場所：積丹町全域 ④ 施工業者：株式会社 NTT 東日本-北海道
- ⑤ 事業内容：ア. 光ファイバ敷設幹線約 78 km
イ. 地上デジタルテレビ放送・BS デジタルテレビ放送の再送信 1364 件
ウ. IP 告知端末機 1300 件、屋外拡声機 40 基、放送局 2 箇所・子局 4 箇所
エ. IRU 契約による光ブロードバンドサービス 300 件（H23 年 3 月末申込み数）

3 光施設運営費の概要

光施設の管理運営は、皆さんからの使用料等により町が行います。

平成 23 年度歳入歳出予算は次のとおりです。（平成 23 年度町一般会計予算（H23 年 3 月 17 日議決））

区分	歳 入	(千円)	歳 出	(千円)
通常の 管理運 営費	光施設使用料	7,800	電気料	3,000
	新規加入分担金	150	施設保守委託料	2,000
	再開手数料	3	使用料徴収委託料	624
	光ファイバ貸付料(IRU 契約)	2,352	電柱供架料・借地料	1,490
	小計 A	10,305	施設除雪等維持手数料	600
	小計 A－小計 B＝471 千円⑥		施設管理工事	1,300
			消耗品・通信費・備品購入	820
			小計 B	9,834
H23 特例分	NHK 助成金(テレビ移行) C	28,000	新余別トンネル光ファイバ切替工事	7,000
	C－小計 D＝6,000 千円⑦		テレビ再送信バックアップ機材購入	15,000
			小計 D	22,000
基金 積立分	一般財源 E	6,329	地域情報通信基盤施設整備基金	12,800
	⑧＋⑨	6,471	積立金	
	小計	12,800	小計 F	12,800
合 計	歳入合計 A＋C＋E	44,634	歳出合計 B＋D＋F	44,634

※施設供用開始初年度の予算措置のため、今後、必要において追加補正予算措置もあり得ます。

4 IP告知端末機（IP電話）の運用

IP 電話は、テレビ電話として利用のほか次のような運用が行われます。

(1) 防災情報伝達（H23 年 4 月から運用）

- ① 役場から道路通行止め情報や大雨・大雪等の際の注意喚起の情報
- ② 役場からの避難勧告、避難指示の情報 ※屋外拡声機からも同時放送
- ③ 国（消防庁）からの全国瞬時警報システム（J-アラート）による情報 ※屋外拡声機からも同時放送
- ア. 国民保護情報：ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、航空攻撃情報、弾道ミサイルに関する情報、大規模テロ情報
- イ. 緊急地震情報・地震情報：震度 4 から震度 7 までの地震に関する情報
- ウ. 津波情報：大津波警報、津波警報、津波注意報

(2) 役場からの定時放送及び臨時放送によるお知らせ（H23 年 5 月から本格的な運用予定）

- ① 定時放送：毎日きまった時刻に役場からのお知らせを放送します。（朝・昼・晩（昼・晩は再放送））
- ② 臨時放送：緊急的なお知らせを放送します。（例えば熊出没情報・火災発生情報など）

(3) グループ放送：町内会単位や産業団体単位など、特定グループの対象者だけへの連絡放送。

(4) 見守り・安否確認：一人暮らし高齢者の方などに、テレビ電話による見守り。（運用の詳細を検討中）

災害は、いつ発生するかわかりません。IP 電話の電源はいつも入れておくことが大切です！！

5 IP電話の使い方

町では、これまで月3回、自治会等において広報紙等の各戸配布や回覧を回していただいていたが、今後は、IP電話による情報提供を活用することにより、可能な限り配布回数を減らすことを検討中です。そのため、町民の皆さんがIP電話の使い方に慣れて、自分の都合に合わせて情報を再生する方法を知っていただきたく、基本的な使い方をご案内します。

① 【ホーム】ボタンを押すと、画面が現れます。

【天気】ボタン⇒今日と明日の天気予報を見ることができます。

【町から】ボタン⇒役場からのお知らせの全てを見ることができます。

【音量】ボタン⇒音量を調節するときに押します。音量が**大きく**、**小さく**なります。

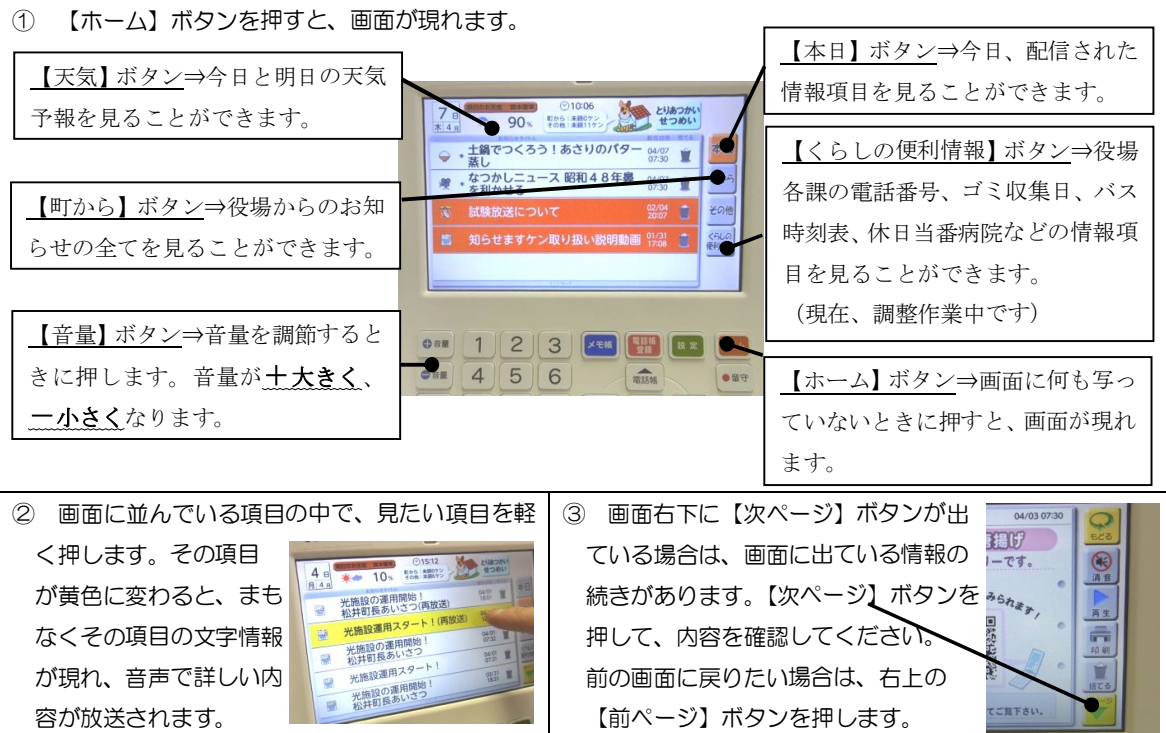
【本日】ボタン⇒今日、配信された情報項目を見ることができます。

【くらしの便利情報】ボタン⇒役場各課の電話番号、ゴミ収集日、バス時刻表、休日当番病院などの情報項目を見ることができます。
(現在、調整作業中です)

【ホーム】ボタン⇒画面に何も写っていないときに押すと、画面が現れます。

② 画面に並んでいる項目の中で、見たい項目を軽く押します。その項目が黄色になると、まもなくその項目の文字情報が現れ、音声で詳しい内容が放送されます。

③ 画面右下に【次ページ】ボタンが出ている場合は、画面に出ている情報の続きがあります。【次ページ】ボタンを押して、内容を確認してください。前の画面に戻りたい場合は、右上の【前ページ】ボタンを押します。



押しても画面が変わらない場合は、もう少し強く押してみてください。画面が変わるには、多少時間がかかります。

他にも、さまざまな機能がありますので、いろいろなボタンを押して試してみてください。

6 屋外拡声機について

町内 40 箇所に設置した屋外拡声機は、屋外で作業、活動している皆さんへ防災情報伝達を行うことを中心に利用します。

平常時の作動確認を行うため、毎日午後 6 時にチャイム音により時刻をお知らせしていますので、音量の大小や作動の不具合などお気づきの点があれば役場企画課までお知らせください。

7 テレビ視聴に係る使用料の納付方法

① テレビ視聴に係る使用料納付の方法は、

ア.町内各地区自治会等に委託予定の「地区毎の徴収」による納付

イ.利用者個人による役場・入舸支所・余別支所・北海信用金庫・道内郵便局の「各窓口」での納付の方法があります。

「口座引き落とし(口座振替)」による納付は、現在はできません。口座振替が可能となった際に、改めてお知らせしますので、ご了承ください。

② 「地区毎の徴収」による納付を希望される方は、5月20日(金)までに地区毎に取りまとめ手続きをさせていただきます。その際、手続きをされない方は、「各窓口」による納付を希望する方とみなし、6月中旬までに各世帯へ納入通知書を送付しますので納期限までに納付してください。

第1期(4~6月)分 1,500 円の納期限は、6月25日です。

人がつながる 地域がつながる
町全域をつなぐ「光の道」

8 光ケーブルの“断線”に注意ください！

光ケーブルは、通常の電線等と比べると、曲げや圧力などに対して弱く、無理にひっぱったり、家具などで踏みつけたりすると破損・断線する可能性があります。光ケーブルは、電話線などと違って、途中でつなぐことができないため、断線してしまうと外から引き直しが必要となるなど、大きな工事が発生します。部屋の模様替え、改装などにより端末設備等の移設等が必要な場合は、役場企画課へご連絡ください。

9 光ブロードバンドサービスは、H23年4月から利用が可能！

光ブロードバンドサービスは、町の光施設の一部をNTT 東日本に貸し出し、NTT 東日本がサービス提供を行います。このサービスを利用する場合は、NTT 東日本と個人の契約が必要となります。（インターネットなどを行う場合は、別にプロバイダとの契約が必要です。）

既に申込みをされている世帯等には、NTT 東日本より開通確認の連絡がH23年4月中旬から5月末にかけて行われます。また、今後の利用を検討されている場合は、NTT 東日本（問い合わせ先【TEL0120-116116】）又は家電量販店などにお問い合わせください。

10 NHK受信料は利用者個人の契約・支払いです

NHK視聴に係る放送受信契約（「地上契約」及び「衛星契約」）は、利用者個人とNHKとの契約となり、受信料の支払いは、利用者個人の負担となります。

11 I P 電話・子機について

I P 電話に対応した専用のコードレス子機（価格1台9,600円（税込み））については、株式会社アイコミュニケーションが販売を行っています。同社ホームページ（<http://www.i-communication.co.jp/>）から「アイコミショップ」へ進み、「VP3000 用子機」を購入することができますのでご確認ください。

なお、インターネット環境の無い方の購入方法については、現在、販売先との協議を行っておりますので、今しばらくお待ちください。

光施設の利用について分からないことや困ったことがありましたら

役 場 企 画 課 までご連絡を！

I P 電話44-1002（企画課直通）、電話44-2111

役場各課のI P 電話番号は次のとおりです。（各課直通、他課への転送はできません）

総 務 課	44-1001	商工観光課	44-1003
農林水産課	44-1004	建 設 課	44-1005
出 納 室	44-1006	税 務 課	44-1007
住民福祉課	44-1008・44-1009		
総務課車輦担当	44-1010	教育委員会	44-1011
議会事務局	44-1012	総合文化センター受付	44-1013

診療所、入舩・余別支所など役場出先機関は、これまでの電話番号と同じです。

（平成23年4月発行 積丹町役場企画課）